WHO の『刑務所その他拘禁施設におけるコロナウィルスの対応、予防及び統制に関する暫定ガイダンス 2020 年 3 月 15 日』Preparedness, prevention and control of COVID-19 in prisons and other places of detention, Interim guidance, 15 March 2020

目次

Acknowledgements iv

Abbreviations v

- 1. Introduction 1 序文
- 2. Rationale 2
- 3. Planning principles and human rights considerations 3 原則の企画と人権考察
- 4. Scope and objectives 6 展望と課題
- 5. Target audience 7 対象となる人たち
- 6. General approach 8 概要
- 7. COVID-19 virus: pathogen characteristics, signs and symptoms, transmission 10 コロナウィルスとは
- 7.1 Pathogen characteristics 10
- 7.2 Signs and symptoms of COVID-19 10
- 7.3 Transmission of COVID-19 10
- 7.4 How long can the virus survive on surfaces? 11
- 8. Preparedness, contingency planning and level of risk 12 準備、緊急企画、リスクのレベル
- 9. Training and education 14 研修と教育
- 10. Risk communication 15 リスク・コミュニケーション
- 11. Important definitions: suspect case, probable case, confirmed case, contacts, case reporting 16 重要な定義:疑わしいケース、相当な疑いのあるケース、確認されたケース、接触、ケース報告
- 11.1 Definition of a suspect case 17
- 11.2 Definition of a probable case 17
- 11.3 Definition of a confirmed case 17
- 11.4 Definition of a contact 17
- 11.5 Case reporting 18
- 12. Prevention measures 19 予防措置
- 12.1 Personal protection measures 19 対人的保護措置
- 12.2 Use of masks 19 マスクの使用
- 12.3 Environmental measures 20 環境措置
- 12.4 Physical distancing measures 21 物理的な離隔措置

- 12.5 Considerations for access restriction and movement limitations 21 接近制限と移動制限
- 12.6 Staff returning to work following travel to affected areas or with a history of potential exposure 22 感染地域に派遣された職員が帰ってきた場合の対応、感染にさらされた履歴のある職員が帰ってきた場合の対応
- 12.7 What to do if a member of staff becomes unwell and believes they have been exposed to COVID-19 22 職員が健康を損ない、コロナウィルスにさらされたと信じるに足りる場合の対応策
- 13. Assessing suspected cases of COVID-19 in people in prison/detention 24 刑務所など拘禁施設における人員(職員と被収容者)のコロナウィルスが疑われるケースの評価
- 13.1 Advice on use of PPE and other standard precautions for health-care staff and custodial staff with patient-facing roles 24
- 13.2 Advice for policing, border force and immigration enforcement activities 26
- 14. Case management 27 ケース・マネジメント
- 14.1 Clinical management of severe acute respiratory infection (SARI) when COVID-19 is suspected 27
- 14.2 Additional precautions 28
- 14.3 How to undertake environmental cleaning following a suspected case in a prison or other place of detention 28
- 14.4 Discharge of people from prisons and other places of detention 28
- 15. Information resources 29 資料など

Annex 1. Environmental cleaning following a suspected case of COVID-19 in a place of detention 31 付録: 拘禁の場所におけるコロナウィルスが疑われるケースをフォローする環境浄化

WHO の暫定ガイダンスは、被収容者が拘禁されているゆえに、一般の人と比べて弱い立場にあるとし、その健康の維持は公共の保健にかかわるであり、政府ぐるみ・社会ぐるみの対応(whole-of-government and whole-of-society approach)が必要だとしている。

- 3. 対策を立てる上での原則と人権状況 planning principles and human rights conditions 次の原則が重要。
- 刑務所その他拘禁施設にいる人に対する保健医療の提供は、国の責務である。
- 刑務所その他拘禁施設にいる人たちは、その法的地位に基づく差別なしに、外部の社 会において適用されると同等の水準の保健医療を享受できるものでなければならない。
- 刑務所その他拘禁施設におけるコロナウィルスの緊急事態に向けられた措置について

は、性差に応じた対応を確保するものでなければならない。

- 刑務所その他の拘禁施設の当局者は、拘禁されている者の人権が尊重されること、外 界から隔離されないこと、および最も重要なことには、情報の提供を受け十分な保健 医療の提供を受けることを確保する必要がある。
- 公判前、公判、量刑及び有罪判決後の刑事司法のすべての段階を通じて、非拘禁の措置によることをいっそう考慮しなければならない。低リスクの人物や介護・育児などのケアの責務を負う被疑者・被告人及び受刑者について、非拘禁の手段をとることを優先しなければならない。とりわけ妊娠中の女子および独り立ちしていない子どもを持つ女子を優遇しなければならない。
- 同様に、洗練した配置手続きが考慮されなければならず、最も高いリスクをもつ受刑 者が、できる限り最も効果的で混乱をできるだけ回避するやり方で、他の者から分離 し、最も弱い者に限られた独居が適用できるようにするのを可能にするため、考慮さ れなければならない。
- 刑務所その他の拘禁施設に入所するにあたって、すべての個人は、体温及び呼吸器低機能の有無を検査され、感染症の罹患者に特別の注意を払われなければならない。コロナウィルスと疑われる兆候がある場合やコロナウィルス感染の病歴がある場合でまだその兆候が見られる場合には、さらに医学検査をうけるまで、医療施設に隔離しなければならない。
- 受刑者またはその他の施設に拘禁されている人の心理的・行動的な反応は、社会において物理的な間隔をあけて鼓動することを守る人たちとは異なる可能性があるので、 情緒的心理的な援助の必要性やこの病気に関する認知を高め情報を共有する必要性が 高まる可能性がある。家族や親族とのコンタクトが継続してなされることが確保され る必要性が高まる可能性がある。
- ウィルスのキャリアである可能性をうたがわれる人や集団に対するレッテル貼りや疎 遠化を防止する十分な措置を取らなければならない。
- 刑務所その他の拘禁施設に収容されている人を医療上の隔離する場合には、臨床上の 決定に基づいて、法律または権限を有する行政官庁の規則による認可を受けて、医療 上の必要性に基づいて決定されなければならない。
- 公衆の健康の保護のために隔離される人は、刑務所その他の拘禁施設においては、隔離される理由を告げられ、第三者に告知される可能性も与えられなければならない。
- 隔離された人については、以下なる形態での虐待を防止し、あたら得られた条件の中で適切かつ可能な態様で人間的なふれあいを容易にするために、十分な措置が講じられなければならない(コミュニケーションのオーディオヴィジュアルな手段によるなど)。
- コロナウィルスの爆発的な発生は、国連被拘禁者処遇最低基準規則(ネルソン・マン デラ・ルールズ)に含まれるあらゆる基本的な保障を遵守することをないがしろにす

る根拠や口実として使われてはならない。ネルソン・マンデラ・ルールズには、規制が拷問 その他残虐で非人道的または品位を貶める取り扱い又は刑罰になってはならないという要請があり、長期にわたる独居拘禁 (15 日継続して拘禁すること)の禁止、臨床的な決定が医療の専門家によるのみ行われ、非医療関係の職員によって無視されたり覆されたりしてはならないという要請もあり、家族とのコンタクト手段が限られた期間について例外的な場合に制限される場合があるとして、完全に禁止することはできないという要請もある。

- コロナウィルスの爆発的な発生は、拷問その他残虐で非人道的もしくは品位を貶める取り扱いや刑罰を防止する任務をもつ独立の国際的もしくは国内の機関による刑務所その他の拘禁施設の外部視察に対抗するための根拠又は口実とされてはならない。このような機関には、拷問禁止条約の選択的議定書の国内予防機関、拷問その他残虐で非人道的もしくは品位を貶める取り扱いまたは刑罰に関する小委員会および拷問および非人道的または品位を貶める取り扱い又は刑罰に関するヨーロッパ委員会が含まれる。
- コロナウィルスの爆発的な発生の状況においても、上記の視察機関は、刑務所その他の拘禁施設において自由を奪われたあらゆる人たちにアクセスするものでなければならない。これには、それぞれの委員会の権限に従って、隔離された人に対するアクセスも含まれる。

4. 展望と目的

- 4. 1 ネルソン・マンデラ・ルールズ、バンコク・ルールズ (女性の処遇に関する)、東京ルールズ (非拘禁処遇に関する)、刑務所と健康に関する WHO ガイダンス (2014 年)などに基づいて、各国の対応を評価し、それぞれの国の取り組みを支援する。
- 4.2 目的
- 5 対象となる人たち
- 6. 一般的アプローチ
 - 1. 共同行動・連携
 - 2. 共同計画
 - 3. リスク評価とリスク管理
 - 4. 照会制度と臨床的管理
- 5. 刑務所及び拘禁施設の管理および保健の職員は、地域の公衆保健機関と連携すること
- 7. コロナウイルス (COVID-19 VIRUS):病原性・兆候と症状・伝染

- 8. 備え、緊急事態計画、リスクのレベル
- 9. 研修
- 10. リスク・コミュニケーション
- 11. 重要な定義: 疑わしいケース、相当な疑いのあるケース、確認されたケース、接触、ケース報告
- 12. 予防措置
- 12.1 人的保護措置 (PPM)
- 12.2 マスクの使用
- 12.3 環境的措置
- 12.4 物理的な間隔を空ける措置
- 12.5 接近制限と移動制限
- 12.6 感染地域への旅行から帰還した後に仕事に復帰した職員または感染にさらされた可能性のある履歴のある職員
- 12.7 職員が健康を損ね、コロナウイルスにさらされたと信じられる場合に何をすべきか
- 13. 刑務所その他の拘禁施設の人においてコロナウイルスの疑いがあるケースの評価
- 13.1
- 13.2
- 14. ケース管理
- 14.1 コロナウイルスの疑いがある場合に、重い急性の呼吸器感染 (SARI, severe acute respiratory infection) の臨床的な管理
- 14.2 追加的な注意事項
- 14.3
- 15. 情報源

WHO general guidance on COVID-19

Mental health and social issues

European Centre for Disease Prevention and Control

United Nations Office on Drugs and Crime

- Assessing compliance with the Nelson Mandela Rules: a checklist for international inspection mechanism (2017)
- Handbook on strategies to reduce overcrowding in prisons and other closed settings (2013)
- Policy brief on HIV prevention, treatment and care in prisons and other closed settings (2013)
- Handbook on prisoners with special needs (2009)

Public Health England

Public Health England

Robert Koch Institute

National Commission on Correctional Health Care

• What you need to know about COVID-19

Penal Reform International

• Briefing note on COVID-19, health care, and the human rights of people in prison

Annex 1

Environmental cleaning following a suspected case of COVID-19 in a place of detention